

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB060001	防衛庁	労務管理、給与、福利厚生に関する業務	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第12条4項、防衛庁設置法第5条第25号及び第42条、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第3条及び第10条	在日米軍の我が国における労務の需要は、日米地位協定第12条第4項により、日本国の当局の援助を得て充足されることとなっている。これを受け、国が労働者を雇用し、その労務を在日米軍に提供する、いわゆる間接雇用方式を採用しており、この方式による労務提供を実施するため、国(防衛施設庁)と合衆国政府(在日米軍)との間で労務提供協約を締結している。 労務管理等事務のうち、労働契約の締結、人事の決定等の事務については、防衛庁設置法第5条第25号及び第42条に基づき、国(防衛施設庁)が、個々の駐留軍等労働者の雇入れ、人事の実施等の手続に係る事務については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第10条に基づき独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が、それぞれ実施している。	c		駐留軍等労働者の労務管理等事務は、駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」という。)が行うものも含め、我が国の安全保障に必要不可欠な在日米軍の日々の活動に密接に関わる事務であり、合衆国政府(在日米軍)と国(防衛施設庁)との間で締結された労務提供協約に基づき、国(防衛施設庁)長官によって代表される日本国政府)が責任をもって実施しているものである。 当該事務の実施主体が民間企業となる場合、同契約の当事者である合衆国政府(在日米軍)が当該企業を国と同様に、労務管理等事務を実施する対等の立場の当事者として認識する必要があるが、この場合、当該企業が合併等により消滅する等の可能性も否定されないなど、当該事務の確実な実施が法的に担保されないこととなり、場合によっては、在日米軍の活動に重大な影響を及ぼすこととなる。なお、在日米軍は、機構が実施している当該事務は、本来的に政府が担うべき性質のものであり、機構の職員は身分は、高い水準の服務・倫理規定に裏付けられる国家公務員であることが在日米軍の利益に通っているとの見解を示している。 また、駐留軍等労働者の勤務する在日米軍施設は、我が国と異なる労働環境下により、その労務管理等事務は、3つの労務提供協約により労務提供に関する具体的諸条件が詳細に決められ、その職種も細分化(約1300種)されているなど、複雑かつ特殊である。 加えて、当該事務は、長年にわたり国(防衛施設庁)と郵票(機関委任事務、法定委任事務)とが一体となって実施してきたところであり、その間の駐留軍等労働者の人事措置に関する米側及び駐留軍等労働者双方からの要求等については、その都度双方と調整し処理してきたことを通じて形成された三者の信頼関係を基礎として、平成14年4月から機構が防衛施設庁と一体となって、継続的かつ確実に実施してきたこと、民間企業が直ちに滞りなく当該事務を実施することは困難と見られる。 更に、我が国の有事の際には、在日米軍に対し緊急に労務の提供を行うこととなり、当該事務についても、在日米軍の所要に応じ迅速かつ柔軟に実施しなければならないことから、これを確実に担保できる体制を確保する必要がある。 以上のことから、当該事務を民間開放すること及びこれにつながる市場化テストの対象とすることはできない。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	c	－	本件事務については、一次検討要請の段階で当庁から提出した回答のとおりであり、御要請の「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、公共サービスの価格だけでなく質の面」の点をもって、市場化テストの対象とすべきとの考えは適当でなく、当該事務をその対象とすることはできない。
zB060001	防衛庁	労務管理、給与、福利厚生に関する業務	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第12条4項、防衛庁設置法第5条第25号及び第42条、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第3条及び第10条	在日米軍の我が国における労務の需要は、日米地位協定第12条第4項により、日本国の当局の援助を得て充足されることとなっている。これを受け、国が労働者を雇用し、その労務を在日米軍に提供する、いわゆる間接雇用方式を採用しており、この方式による労務提供を実施するため、国(防衛施設庁)と合衆国政府(在日米軍)との間で労務提供協約を締結している。 労務管理等事務のうち、労働契約の締結、人事の決定等の事務については、防衛庁設置法第5条第25号及び第42条に基づき、国(防衛施設庁)が、個々の駐留軍等労働者の雇入れ、人事の実施等の手続に係る事務については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第10条に基づき独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が、それぞれ実施している。	c		駐留軍等労働者の労務管理等事務は、駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」という。)が行うものも含め、我が国の安全保障に必要不可欠な在日米軍の日々の活動に密接に関わる事務であり、合衆国政府(在日米軍)と国(防衛施設庁)との間で締結された労務提供協約に基づき、国(防衛施設庁)長官によって代表される日本国政府)が責任をもって実施しているものである。 当該事務の実施主体が民間企業となる場合、同契約の当事者である合衆国政府(在日米軍)が当該企業を国と同様に、労務管理等事務を実施する対等の立場の当事者として認識する必要があるが、この場合、当該企業が合併等により消滅する等の可能性も否定されないなど、当該事務の確実な実施が法的に担保されないこととなり、場合によっては、在日米軍の活動に重大な影響を及ぼすこととなる。なお、在日米軍は、機構が実施している当該事務は、本来的に政府が担うべき性質のものであり、機構の職員は身分は、高い水準の服務・倫理規定に裏付けられる国家公務員であることが在日米軍の利益に通っているとの見解を示している。 また、駐留軍等労働者の勤務する在日米軍施設は、我が国と異なる労働環境下により、その労務管理等事務は、3つの労務提供協約により労務提供に関する具体的諸条件が詳細に決められ、その職種も細分化(約1300種)されているなど、複雑かつ特殊である。 加えて、当該事務は、長年にわたり国(防衛施設庁)と郵票(機関委任事務、法定委任事務)とが一体となって実施してきたところであり、その間の駐留軍等労働者の人事措置に関する米側及び駐留軍等労働者双方からの要求等については、その都度双方と調整し処理してきたことを通じて形成された三者の信頼関係を基礎として、平成14年4月から機構が防衛施設庁と一体となって、継続的かつ確実に実施してきたこと、民間企業が直ちに滞りなく当該事務を実施することは困難と見られる。 更に、我が国の有事の際には、在日米軍に対し緊急に労務の提供を行うこととなり、当該事務についても、在日米軍の所要に応じ迅速かつ柔軟に実施しなければならないことから、これを確実に担保できる体制を確保する必要がある。 以上のことから、当該事務を民間開放すること及びこれにつながる市場化テストの対象とすることはできない。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	c	－	本件事務については、一次検討要請の段階で当庁から提出した回答のとおりであり、御要請の「納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、公共サービスの価格だけでなく質の面」の点をもって、市場化テストの対象とすべきとの考えは適当でなく、当該事務をその対象とすることはできない。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060001	防衛庁	労務管理、給与、福利厚生に関する業務	5059	5059B013	1	1	市場化テスト推進協議会	13	労務管理、給与、福利厚生に関する業務	当該独立行政法人の全業務を市場化テストの対象とされたい。	労務管理、給与、福利厚生が主な業務であり、これらは民間で十分に受託可能である。	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	
zB060001	防衛庁	労務管理・給与・福利厚生に関する業務	5060	5060B002	1	1	民間企業	2	労務管理・給与・福利厚生に関する業務	駐留軍等労働者労務管理機構の業務を総合的に受託を希望	事業内容が民間企業でも十分に対応が可能	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB060002	全省庁	府省における官房基幹業務	該当法令無し	官房基幹業務については国において実施。	c	-	官房基幹業務については、現在「電子政府構築計画」に基づき経済産業省が取りまとめ省庁として府省共通システム開発の検討を行っているところであり、現時点において市場化テストを実施する段階にない。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	c	-	1次検討要請の段階でも申し上げたとおり、官房基幹業務については、現在「電子政府構築計画」に基づき経済産業省が取りまとめ省庁として府省共通システム開発の検討を行っているところであり、現時点において市場化テストを実施する段階にない。
zB060003	防衛庁	「自衛隊後方支援事業」	自衛隊法第29条、自衛隊地方連絡部の組織等に関する訓令第1条	防衛庁・自衛隊は、志願制の下、その時々々の社会経済情勢に大きく影響を受ける厳しい募集環境において質の高い人材を安定的に確保するため、募集対象者にとって親近感や利便性のある窓口及び地域社会に密着した各種広報媒体を有する都道府県、市町村等の密接な協力を受けつつ、自衛隊地方連絡部を置き、自ら自衛官の募集業務及びこれに関連する広報業務に取り組んでいる。募集に当たっては、自衛隊の組織・制度や部隊勤務等の現状を周知する効果的な募集広報を実施し、所要の人材を確保している。 また、自衛隊は、その任務の性格上、部隊の精強性を維持する観点から、若年定年制及び任期制という特殊な制度を採用している。このため、一般の公務員に比べ若年で退職する自衛官の多くは、退職後の生活基盤の確保のため再就職を必要としている。 これらの隊員に対して、国としてできる限りの就職支援施策を講ずることは、隊員の士気の高揚を図るばかりでなく、将来における優秀な隊員の確保に寄与するとともに、国民的防衛基盤を育成することにもつながることから、人事施策上の最重要事項の一つとして位置付けている。 他方、防衛庁には独自に職業紹介を行う権限が認められていないため、(財)自衛隊支援協会が、厚生労働大臣及び国土交通大臣の許可を得て、退職予定自衛官に対する無料職業紹介事業等を実施している。	募集業務は、国の防衛を担う人材を確保するものであることと、武力攻撃事態における緊急募集等にも対応する必要があること、民間委託可否表及び部内検討資料であり公にすることにより率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること等を踏まえ、募集広報のうち、パンフレットやポスター、TVコマーシャルの制作等については既に民間企業に委託しているほか、効率的な募集体制、募集広報については不断に検討しているところである。 支援業務については、退職予定自衛官個々人の退職後の生活設計を左右するものであることから、部外委託の実行可能性について慎重に検討する必要があるため、現在調査研究等を実施しており、民間企業の再就職支援能力を把握し、分析・評価したうえで部外委託の可能性を検討することとしている。	c	-	民間委託の可否の検討結果に基づいて作成する必要があること、民間委託可否表及び部内検討資料であり公にすることにより率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること等を踏まえ、募集広報のうち、パンフレットやポスター、TVコマーシャルの制作等については既に民間企業に委託しているほか、効率的な募集体制、募集広報については不断に検討しているところである。 支援業務については、退職予定自衛官個々人の退職後の生活設計を左右するものであることから、部外委託の実行可能性について慎重に検討する必要があるため、現在調査研究等を実施しており、民間企業の再就職支援能力を把握し、分析・評価したうえで部外委託の可能性を検討することとしている。	HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、要請者からの再検討要請は以下の通り。 (1)自衛隊経験者・退職自衛官であれば可能であるということに回答されていない。 (財)自衛隊支援協会などの外部団体は、主として定年退職自衛官(定年防衛庁職員)で構成されているのではないだろうか。その観点から元自衛官等であれば募集・支援・広報など十分に可能であり、どのような理由でこれを否定又は取り上げないのか。 (2)支援業務については、退職予定自衛官個々人の退職後の生活設計を左右するものであることから、当該業務が上手い/かたがたに取返しのつかないことにもなりかねないことから、当該業務の部外委託については慎重に検討する必要がある。 そのため、当該業務について、現在、民間企業との契約により「就職支援業務」に係る、部外委託に関する調査研究、を実施しているところである。具体的には、実際の退職予定自衛官に対するキャリアカウンセリング、ジョブデータベース及び求人情報の提供等の実証検証を通じて、退職予定自衛官の就職支援業務に関する民間の再就職支援企業の活用可能性について調査研究を実施している。 また、支援業務の履修の弊害に関する御意見については、支援協会の取組を踏まえ、収集した求人情報を広く有効に活用できる体制を整備するため、求人情報の職業情報を地方連絡部一元的に実施する「地域支援センター」構想を立ち上げ、段階的に試行しているところである。 なお、要請者からの再検討要請のうち(2)で指摘されている「理解者の拡充、や(4)で指摘されている「有事の際の民間協力の土壌作り」については、当庁としても重要と考え、それぞれ努力しているところではあるが、これらはいずれにしても国として努力すべきものであって、募集や採	c	-	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060002	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	17	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考えられる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考えられる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を促すことにより、業務効率の向上が見込まれるものと考えられる。	特になし
zB060003	防衛庁	「自衛隊後方支援事業」	5065	5065B001	1	1	民間企業	1	「自衛隊後方支援事業」	1- 自衛隊地方連絡部の運営業務	〔全般についての理由〕 防衛庁は公務員削減への努力が不十分と思われる。 例えば、先の新防衛大綱決定において、陸上自衛隊の定数に關し、列國の状況及び公務員削減の観点から財務省の4万人削減案に対し、結局定数16万人から15.5万人に名目上5千人減ったように見えるが、実質現職自衛官3千人増員(現職自衛官14.5万人、14.8万人、即応予備自衛官1.5万人、7千人)であり國民の目を欺くものであり残念である。 即応予備自衛官は平成16年度約7千人で現状の数字に併せただけで削減になっていない、又非常勤の公務員であり有事及び災害時に招集されるものであり、現職削減の補充手段としてできた制度で、むしろ現職削減に伴い今後増員していくべきものであったはずである。一時期はその方向で進んでおきながら今回の新大綱では逆行するものであった。また、即応予備自衛官の人数確保の困難性を削減理由に挙げているが、國民の予備自衛官制度の認知度は約2割であり、それらの社会的環境がその最大の原因であり、予備自衛官制度の普及が現職削減に繋がるとを恐れ、その制度の認知に非常に消極的であると感ずる。 また、ピラミッド型組織へ改革し、若年層の雇用機会を広げるため、中高年齢者の早期転職及び再就職の手段を國民に実情を公開し真剣に進めなくてはならない。 米英他諸外国では、採用、広報、就職支援、輸送、車両整備、警備及び施設管理、給与支払、予備役管理・訓練、特殊教育訓練など多岐にわたりアウトソーシングが行われている。 また、現職削減に伴う有事の際の不足対応には予備役の活用もって行い、また、これらのアウトソーシングが有事の際の民間協力の実現に寄与している。 昨今問題になっている「民間軍事会社」のような形で、防衛庁主導でアウトソーシングされていくことには多くの懸念がある。「市場化テスト」など、國民の目に見える形で民間開放されていくことが望ましいと考える。 これらの後方支援事業に充てている予備及び人員(現職自衛官及び防衛庁職員)を公開することは、防衛秘密にはあたらず、その必要性及び効率性を公開して國民の審判を仰ぐべきである。 〔具体的要望事項に係る理由〕 前回の回答において「募集に当たっては、自衛隊の組織・制現に2-3年程度の定期異動で、募集・広報・支援等について開明前回の回答において「募集業務については、退職予定自衛官自衛隊の「入口」と「出口」を民間委託することにより、更自衛隊就職支援情報ネットワークシステム、自衛隊支援協会、	募集業務 支援業務 広報業務 その他総務及び連絡等の業務	1.自衛隊法第24条、第29条、第97条等、 自衛隊法施行令第48条、第114～120条等の 自衛隊地方連絡部の任務及び地方自治 体の役割・義務に関する定め、並びにこ れらに関連する運用・給与などの法令等 2.防衛大綱による定数等の問題 3.予算執行上の融通性・区分分け弊害の 問題

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB060004	防衛庁	「自衛隊後方支援事業」	道路交通法、道路交通法施行令	<p>自衛隊においては、陸海空自衛隊が管理運営する駐屯地等に設置された自動車教習施設において、教習指導員・検定員等の資格をもった自衛官による厳重な監督の下、教習を行っており、教習の教官は、自衛隊の指揮系統のもとで、一般的な車両の教習のみならず、自衛官としての基本動作等を含めた自衛隊の任務遂行に必要な技能(精神教育、服務等)を合わせて教育している。</p> <p>さらに、自衛隊の大型車両には、自衛隊特有の装置(全輪駆動、管制灯火等)が付加されており、これらの取扱いについても自衛隊の教習施設における自衛官の教習指導員による教習が必要である。また、有事、災害派遣等においては、緊急車両としての車両運用もあり、免許取得に合わせて緊急車両操縦教育も実施している。</p> <p>なお、民間で大型免許を取得する場合は、普通自動車免許取得後2年以上の経験を要するのに対し、自衛官の場合は、その任務の特殊性から道路交通法及び同法施行令に基づき、19歳で直接大型免許を取得できる特例を有している。</p> <p>車両化が進んでいる自衛隊において所要の車両操縦手を確保することは極めて重要であり、新隊員を早期に車両操縦手として戦力発揮させるために本特例は必要不可欠である。</p> <p>また、この特例は、公安委員会から認定を受けた自衛隊の自動車教習施設において教育を受ける自衛官にのみ適用されるものであり、民間の教習所においてはこの特例は適用されない。</p>	C	-	<p>退職する自衛官の再就職にも活用しうる指導員等の公的資格を維持するためには、教習業務への従事と道路関係講習の受講が義務づけられていることから継続的に教習に関与することが不可欠である。</p> <p>また、現在、指導員等の資格をもって指導にあたっている自衛官は、所属部隊等においても隊員個々の操縦訓練等の指導を実施しており、その指導能力の高さから、部隊の交通安全施策に多大な貢献をしている。したがって、指導員等の資格を有し、かつ指導能力の高い自衛官を継続して養成していくことが必要である。</p> <p>前述のように、自衛隊教習施設における教習は、指揮系統に基づき厳しい監督・指導が基本であり、双方が現場自衛官であるからこそ実施可能である。また、任務の遂行に不可欠な年齢特例の維持及び指導員等の資格をもつ自衛官の確保が具体的に保証されない限り、本事業は市場化テストの対象とするとは適当ではないと考えている。</p>		<p>HFP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)。(注)の通り、なお、要望者からの再検討要請は以下の通り。</p> <p>(1)自衛隊経験者・退職自衛官であれば可能であるということに回答されていません。現在、多くの退職自衛官が再就職先として自動車教習所で働いており、自衛隊で教育を受け免許を取得したものであれば、部隊との指導法の連絡調整さえしっかり行えば十分に可能と思いますが如何でしょうか。自衛隊特有の装置や緊急車両操縦教育も現職</p>	C	-	<p>当初から説明しているとおり、道路交通法施行令第34条(法第9条第2項の政令で定める者は、自衛隊の自動車の運転に関する教習を行なう施設において大型自動車の運転に關する教習を修了した自衛官とする。)の規定により、自衛官が若年で大型免許を取得することが可能という特例を認めて貰っている。これは、自衛隊が、規律正しい環境下において、あらゆる場面を捉えて常に厳正な教育を組織的に行ってあり、民間の自動車学校とは異なるという現状を踏まえて認められたものである。例えば自衛隊経験者・退職自衛官といえども、当然、現在は自衛隊員ではないため、これらの人員を雇用して教育を行う場合の当該教習施設は、自衛隊の自動車の運転に関する教習を行なう施設とは異なる。この特例規定による教習が実施できないとなると、車両化が進んでいる自衛隊にとって所要の車両操縦手を確保できなくなり、防衛庁・自衛隊の任務の遂行に支障をきたすことになる。自衛隊の自動車教習所への入所は、ただ単に操縦技量を教え、免許を付与するという民間の自動車学校への入校とは異なり、若年隊員に対する自衛官教育の一環として捉えている。約11週間、夜食をともにする団体生活を基礎として教習等を実施することにより、操縦技量の他に、自衛隊の中における上下関係、官内服務のあり方等を習得させている。</p> <p>また、人所周知の教習についても、道路交通法施行規則に規定されている教習の他に、各種地形における操縦、車両部隊の行動、夜間操縦、車両整備等を実施して、自衛隊の操縦手としての専門知識の獲得及び質向上としての体力増進を実施している。</p> <p>以上のことから、民間の自動車学校における教官と生徒の関係だけでなく、平素の隊員の身上把握も含めた素養を考慮した上で、指揮系統に基づく自衛官による教習が必要である。</p> <p>自衛隊においては、任務遂行上、大型免許の必要な自衛官を計画的に養成している。また、教習に取っては、前述したとおり教習期間中は寝食をともにする団体生活をすることにより、自動車教習に専念することになり、その間部隊勤務をしていないので部隊勤務優先のため免許取得の時間が取れない者も多いとの指摘にはあたらなない。</p> <p>また、自衛隊の教習施設において、部外者(警察等を含む。)の大型免許教習者を受託したことはない。</p>
zB060005	防衛庁	「自衛隊後方支援事業」	該当法令無し	<p>自衛隊は、有事に対応し、我が国の平和と独立を守り国の安全を保つことを主たる任務としている組織である。このような自衛隊の任務を遂行するためには、装備品等の維持・修理を所屬に応じ確実に行うことが必要であり、自衛隊の保有する防衛戦闘車両の維持・整備についても、例えば有事において戦闘を継続するため、間断のない整備が必要とされることから、自隊の保有する防衛専用車両を自ら整備できる自己完結能力を有することとしている。他方、保有する車両を自ら整備できる自己完結能力を保持する必要がなく、非効率となる場合においては、既に車両整備の民間委託を実施している。</p>		<p>(自隊における整備が不可欠な装備。一部については外部委託。)</p>	<p>有事がその性質上、戦闘行為が行われる蓋然性が高い事態であることからすれば、そのような事態において、民間事業者による役務の提供を常に期待し得るものではないと考える。このため、平素から、車両の点検・整備等は、各部隊で実施することが必須であり、全ての車両整備の民間への委託は適当ではないと考える。</p> <p>なお、要望理由として指摘のあった各事項については次のとおり。</p> <p>「陸自自衛官車両整備工場へのPF1導入可能性調査業務」報告書では、官民共にメリットがないという検討結果が得られている。</p> <p>有事における民間からの協力は個別具体的に必要に応じて実施されるものと考えられ、平時における継続的な契約と同一に論じられるものではないと考える。</p> <p>例えば、陸上自衛隊においては、自衛官としての能力向上の訓練、野外における整備能力向上のための訓練、整備工場でのOJTによる車両整備技術の習得など各場面を通して必要な能力の維持・向上を図っている。</p>	<p>調査を求められた事項については必要とする事項は相当の調査が必要であり、かつその一部については自衛隊の能力を推定される恐れがあるため公開できない。</p>	<p>HFP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)。(注)の通り、なお、要望者からの再検討要請は以下の通り。</p> <p>(1)自衛隊経験者・退職自衛官であれば可能であるということに回答されていません。現在、多くの退職自衛官が再就職先として自動車整備関係で働いており、部隊との連絡調整さえしっかり行えば十分に可能と思いますが如何でしょうか。自衛隊特有の整備やOJTも現職自衛官でなければならぬ理由を説明しきれしていません。また、必ず</p>		<p>(自隊における整備が不可欠な装備。一部については外部委託。)</p>	<p>既に回答したとおり、戦闘行為が行われる蓋然性が高い事態において、民間事業者(退職自衛官を雇用する事業者を含む)による役務の提供を常に期待し得るものではない。自衛隊が自己完結能力を保持しつつ各種行動(防衛出動、国民保護派遣等)を遂行するためには、平素から、車両の点検・整備等は、各部隊で実施し、練度を保持向上させることが必須である。また、車両整備の民間委託を行ったとしても、有事対応等の事由から、隊員数の削減が極めて困難であるため、整備業務委託しない方がVFM上有利という検討結果が出ている。</p> <p>しかしながら、保有する車両を自ら整備できる自己完結能力を保持する必要がなく、非効率となる場合においては、コスト削減のため、既に車両整備の民間委託を実施している。自衛隊はイラク人道復興支援等の国際平和協力活動及び新潟県中越地震等の災害派遣等の多くの活動を行っており、その活動によって、整備所要が大きく変動している。その中で、過剰適所に人材配置を行っている。従って、静的な実態調査には時間を要するものである。なお、静的な実態調査を了しても、防衛大綱における新たな事態への対応の動的な要素を加味して、検討する必要があり、これは、防衛見積にも影響を及ぼすため相当な時間を要する調査となる。なお、前に述べたように、検討結果は防衛見積に関連しており、自衛隊の能力を推定させるものとなるため公表できない。</p> <p>自衛隊における整備体制は、部隊整備、野整備、補給処整備に分けて実施することとしている。この体系は有事においても同じであり、の整備は一部の部品について自隊で完結できない高度かつ専門的なものについてのみ外注するという考え方に立っている。従って、の整備として実施している高段階整備の一部を外注しているからといって、全ての整備を外注すべきとする意見は防衛上の整備の考え方と反するものであり、採用することはできない。</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060004	防衛庁	「自衛隊後方支援事業」	5065	5065B002	1	1	民間企業	2	「自衛隊後方支援事業」	1- 自衛隊自動車教習所の運営	<p>現在各駐屯地等にある自動車教習施設を民間に貸し出し、運営を民で行うことは可能である。</p> <p>前回の回答において「自衛隊においては、陸海空自衛隊が管理運営する部隊等に設置された自動車教習施設において自衛官の教習指導員による厳重な監督の下、教習を行っており、教習の教官は、自衛隊の指揮系統のもとで、一般的な車両の教習のみならず、自衛官としての基本動作等を含めた自衛隊の任務遂行に必要な機能を合わせて教育している。さらに、自衛隊の大型車両には、自衛隊特有の装置（全輪駆動、管制灯火灯等）が付加されており、これらの取扱いについても自衛隊の教習施設における自衛官の教習指導員による教習が必要である。」とあるが、特殊性がある教育時間は極僅かであり、またその教育も退職自衛官であればそれは可能で、元自衛官等の一定の基準さえ設ければ全く問題ない。</p> <p>前回の回答において「民間で大型免許を取得する場合は、普通自動車免許取得後2年以上の経験を要するのに対し、自衛官の場合は、その任務の特殊性から道路交通法及び同法施行令に基づき、19歳で直接大型免許を取得できる特例を有している。車両化が進んでいる自衛隊において所要の車両操縦士を確保することは極めて重要であり、新隊員を早期に車両操縦士として戦力発揮させるために本特例は必要不可欠である。また、この特例は、公安委員会から認定を受けた自衛隊の自動車教習施設において教習を受ける自衛官にのみ適用されるものであり、民間の教習所においてはこの特例は適用されない。」とあるが、前項同様、一定の基準さえ設ければ全く問題ない。</p>	自衛隊自動車教習所の運転免許資格教育	道路交通法の「自衛隊の自動車の運転に関する教習を行う施設」の定義
zB060005	防衛庁	「自衛隊後方支援事業」	5065	5065B003	1	1	民間企業	3	「自衛隊後方支援事業」	1- 自動車整備工場の運営	<p>防衛庁及び防衛施設庁は過去に車両整備工場の建設にあたりPF1で「陸自島松整備場」を検討しており、一部のリスクさえクリアできれば「運営」も民間主導で可能と判断したはずである。</p> <p>前回の回答において「自衛隊は、有事に対応し、我が国の平和と独立を守り国の安全を保つことを主たる任務としている組織である。このような自衛隊の任務を遂行するためには、装備品等の維持・修理を所用に及び確実に行うことが必要であるが、有事がその性質上、戦闘行為が行われる蓋然性が高い事象であることからすれば、そのような事象において、民間事業者による役務の提供を常に期待し得るものではないと考える。」とあるが、有事法制下に多くの民間の協力を期待するものであれば、常日頃から民間との接触を持つべきではないだろうか。</p> <p>前回の回答において「自衛隊の保有する防衛戦闘車両の維持・整備についても、自衛隊の各部隊において、有事に必要とされる期間に戦闘を継続するため、間断のない兵站が必要とされる場合には、自隊の保有する防衛専用車両を自ら整備できる自己完結能力を有することとしている。このため、平素から、車両の点検・整備等は、各部隊で実施することが必要であり、これら車両整備の民間への委託は適当ではないと考える。」とあるが、日常の整備は各部隊で行うのが適当としても、現状、車両整備工場勤務者はその専門性から長期間の勤務で部隊に戻っての訓練は極僅かであり、別の機関として運営することは十分可能である。また、秘密保全上も退職自衛官等であれば問題なく、一定の基準さえ設ければ可能である。</p>	自衛隊車両の整備	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB060006	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト	[自衛隊病院] 自衛隊法、自衛 隊法施行令 [防衛医科大学 校病院] 防衛庁 設置法、防衛医 科大学校の編制 等に関する内閣 府令	[自衛隊病院] 自衛隊病院は 有事の際に負傷した自衛官の 治療のために存在するととも に、医官の教育のために存在。 [防衛医科大学校病院] 防衛 医科大学校病院は、大学の 医学科学生の5、6学年、高等 看護学院生、さらに既に任官さ れている自衛隊医官及び研究 科学生らに対し、臨床に関する 教育訓練を実施している施設。	[自衛 隊病 院] c [防衛 医大 学 校病 院] c	-	[自衛隊病院] 市場化になじま ない。 [防衛医科大学校病院] 医学 教育の性格上、大学校と病院と は一体不可分の関係にあるた め、市場化テストの対象とするこ とは適当でないと考えている。	[自衛隊病院] 購入医療 機器等については一般競 争入札を実施。部外委託 等によりコスト削減が見込 まれるものについては既に 実施。	HP上の本文「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)の (注)の通り。	[自衛 隊病 院] c [防衛 医大 学 校病 院] c	-	[自衛隊病院] 市場化になじま ない。そもそも自衛隊病院は有 事を念頭においた運営を行って いる。つまり有事になった場合 でも必ず機能するように自己完 結である必要がある。このため 自衛隊病院で働く者については 自衛隊員とし、民間人とは別の 身分を定めている。有事を念頭 に置いた場合、業務従事命令に より民間人が働かせることの出 来る地域は非戦闘地域であり、 自衛隊病院が戦闘地域にあっ た場合、こうした地域で働かせ ることの出来る者は法制度上自 衛隊員しかいない。ただし、病 院の運営業務上、有事の際に なくなってしまうと差支えな い業務にあっては民間に委託可 能である。 [防衛医科大学校病院] 医学 教育の性格上、大学校と病院と は一体不可分の関係にあるた め、市場化テストの対象とするこ とは適当でないと考えている。
zB060007	全省庁	公用車の運転業務受託	該当法令無し	「今後の行政改革の方針」(平 成16年12月24日閣議決定) の別紙2「関係府省に共通する 行政効率化の主要な取組 1 公用車の効率化」の中で、「運 転業務の民間委託等により、経 費の削減を図る」と規定。それ により対応可能。(国の職員運 転手の雇用問題に留意が必要 となり、退職時期にあわせて民 間委託に移行)	d	-	「今後の行政改革の方針」(平 成16年12月24日閣議決定) の別紙2「関係府省に共通する 行政効率化の主要な取組 1 公用車の効率化」の中で、「運 転業務の民間委託等により、経 費の削減を図る」と規定。それ により対応可能。(国の職員運 転手の雇用問題に留意が必要 となり、退職時期にあわせて民 間委託に移行)		引き続きアウトソーシングの範 囲の拡大を検討願いたい。	d	-	「今後の行政改革の方針」(平 成16年12月24日閣議決定) の別紙2「関係府省に共通する 行政効率化の主要な取組 1 公用車の効率化」の中で、「運 転業務の民間委託等により、経 費の削減を図る」と規定。それ により対応可能。(国の職員運 転手の雇用問題に留意が必要 となり、退職時期にあわせて民 間委託に移行)

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060006	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト	5068	5068B010	1	4個人		10	行政機関運営病院の市場化テスト	(独)国立病院機構が所管する国立病院、特殊法人・独立行政法人が経営する病院、地方自治体が経営している病院等、行政機関が所管・経営する病院の市場化テスト	現在、行政機関は病院を所管・経営しているが、民間法人によっても経営されているため	行政機関が所管・経営する病院に対して、市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベルの向上が図られるものと期待される	独立行政法人国立病院機構法当該業務の実施主体は国立病院のみが想定されている
zB060007	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	17個人		7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となんら変わるところはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	調査中

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB060008	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	会計法等(バック オフィス系業務 の業務範囲等の 照会に回答が得 られないため、対 象業務を把握で きず、該当法令 等の把握も困 難)	バックオフィス系業務の業務範 囲等の照会に回答が得られな いため、対象業務を把握でき ず、回答困難	c	-	バックオフィス系業務の業務範囲等について当庁から市場 化テスト推進室に照会したところ、提案者から回答を得られ ないこととあり、このため、「民間委託又は市場化テスト を実施」、又は「実施を検討」と回答することは困難である。 なお、当庁の現在の取組は以下のとおり。 財務・経理については、会計法令等により国の職員を充て ねばならないと理解しており、該当法令の所管省庁ではな い本庁としては、判断する立場にないものと考え、 防衛庁では庁独自の業務(自衛官の人事、装備品の調達 等)の業務量が多く、これを除いた他省庁との共通的な内部 管理業務(人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝 金・諸手当、補助金、旅費等の業務)については、「電子政 府構築計画」等に基づき、新システムへの移行及びそれに 伴う業務改革により、4割以上の効率性の向上、当該業務 に係る定員の3割以上の削減を行うべく現在取組中である。 その一方、電子化等による合理化が実施しがたい業務につ いては、民間への部外委託を既に実施中である。(情報シス テムの維持管理、広報業務の一部等)		HP上の本文「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)の (注)の通り。	c	1	バックオフィス系業務の業務範囲等 について当庁から市場化テスト推進室に 照会したところ、提案者から回答を得ら れないこととあり、このため、「民間 委託又は市場化テストを実施」、又は 「実施を検討」と回答することは困難で ある。なお、当庁の現在の取組は以下 のとおり。 財務・経理については、会計法令等 により国の職員を充てねばならないと理 解しており、該当法令の所管省庁では ない本庁としては、判断する立場にな いものとする。 防衛庁では庁独自の業務(自衛官の 人事、装備品の調達等)の業務量が多く、 これを除いた他省庁との共通的な内部 管理業務(人事・給与等、共済、物品調 達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、 旅費等の業務)については、「電子政府 構築計画」等に基づき、新システムへ の移行及びそれに伴う業務改革によ り、4割以上の効率性の向上、当該業 務に係る定員の3割以上の削減を行う べく現在取組中である。その一方、電 子化等による合理化が実施しがたい業 務については、民間への部外委託を既 に実施中である。(情報システムの維持 管理、広報業務の一部等)
zB060009	防衛庁	退職自衛官に対する再就職支援	該当法令無し	自衛隊は、その任務の性格上、部隊の精進性を維持する 観点から、若年定年制及び任期制という特殊な制度を採 っている。このため、一般の公務員に比べ若年で退職する自 衛官の多くは、退職後の生活基盤の確保のため再就職を必 要としている。 これらの隊員に対して、国としてできる限りの就職支援 策を講ずることは、隊員の士気の高揚を図るばかりでなく、 将来における優秀な隊員の確保に寄与するとともに、国民 的防衛基盤を育成することにもつながることから、人事施策 上の最重要事項の一つとして位置付けている。 他方、防衛庁には独自に職業紹介を行う権限が認められ ていないため、(財)自衛隊支援協会が、厚生労働大臣及び 国土交通大臣の許可を得て、退職予定自衛官に対する無 料職業紹介事業等を実施している。	c	-	援護業務については、退職予定 自衛官個々人の退職後の生活 設計を左右するものであること 等から、部外委託の実行可能性 について慎重に検討する必要 があるため、現在調査研究等 を実施しており、民間企業の再 就職支援能力を把握し、分析・ 評価したうえで部外委託の可 能性を検討することとしている。	防衛庁として実施してい る就職援護施策に係る詳 細な内容については開示。 ただし、労力、人材という 観点のデータは集計してい ないことから開示は困難。	回答では現在調査研究等を実 施中とされているが、実施に向 けた具体的な対応策及び実施 時期を検討され、示されたい。	c	-	援護業務については、退職予定自衛官 個々人の退職後の生活設計を左右す るものであり、当該業務が上手くい かなかった場合には取り返しのつか ないことにもなりかねないことから、 当該業務の部外委託については慎重 に検討することが必要である。 そのため、当該業務について、現在、 民間企業との契約により「就職援護 業務に係る部外力活用に関する調査 研究」を実施しているところである。 具体的には、実際の退職予定自衛官 に対するキャリアカウンセリング、ジョ ブコーディネート及び求人情報の提 供等の実員検証を通じて、退職予定 自衛官の就職援護業務に関する民間 の再就職支援企業の活用可能性につ いて調査研究を実施している。 当該調査研究は今年度末まで実施 することとしており、この結果を踏 まえた上で部外委託の可能性を検討 することとなるため、現時点におい て実施の可否及び実施時期をお示し することは困難である。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060008	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	17	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム（システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど）、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム（システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど）、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する	
zB060009	防衛庁	退職自衛官に対する再就職支援	5086	5086B006	1	1	グッド ウィル・ グループ ヒュー・マネジメント・ジャ パン(株)	6	退職自衛官に対する再就職支援	既に一部で民間会社によるトライアルを実施しており、民間開放を提案中。 提案業務 調査票作成以降の再就職支援業務	提案理由 当社全国拠点を再就職支援拠点として有効利用	1.競争条件 コスト面だけでなく、サービスの内容についても競争条件に織り込んで頂きたい。 2.理由 再就職支援事業においては、より良いサービスを提供することが最大の使命であるため。	有料職業紹介業務の範囲内での委託であり、職業安定法上特に問題ないと考えられる。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB060010	全府省	庁舎内サービスセンター事業	該当法令無し	-	e	-	コピー・印刷の所要については、その多くが、政策立案の過程で作成される資料等であり、担当課等の内部で、担当職員がそのコピー等も含め管理することが求められるものである。また、一括して大量に作成すべきパンフレット等は既に部外委託を実施しており、コピー・印刷を行うサービスセンターを庁内に設置する必要性は低い。また、広大な敷地に複数の庁舎が存在する防衛庁・自衛隊の現状を考えれば、依頼業務の所要が生じるたびに職員が敷地内に設けたサービスセンターに移動せねばならず、業務遂行上著しく非効率である。このため、現状の部外委託の形態を維持することがより適切と考える。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	e	-	コピー・印刷の所要については、その多くが、政策立案の過程で作成される資料等であり、担当課等の内部で、担当職員がそのコピー等も含め管理することが求められるものである。また、一括して大量に作成すべきパンフレット等は既に部外委託を実施しており、コピー・印刷を行うサービスセンターを庁内に設置する必要性は低い。また、広大な敷地に複数の庁舎が存在する防衛庁・自衛隊の現状を考えれば、依頼業務の所要が生じるたびに職員が敷地内に設けたサービスセンターに移動せねばならず、業務遂行上著しく非効率である。このため、現状の部外委託の形態を維持することがより適切と考える。
zB060011	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	会計法第2条及び第7条	病院の会計窓口において現金により徴収	c	-	国の歳入については、収納に関する手続等が会計法第2条及び第7条に規定されている。病院におけるクレジットカード決済の導入については、該当法令の手当が必要となるが、所管省庁ではない当庁としては法律上の手当について判断する立場にない。		99			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060010	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	17	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	特に阻害要因となる法規制はないと思われるが、庁舎内にてオペレーションすることについての(セキュリティ対策を含む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。
zB060011	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	5103	5103B007	1	6	株式会社オーエムシーカード	7	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	国公立の病院、介護料金の一時的高額負担を緩和し、消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の導入	一時的な高額負担に対する消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の活用したい		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB060012	防衛庁	防衛庁が所有する民間機ベース機体の整備及び部品供給事業	該当法令無し	<p>・自衛隊機に対して実施される計画整備は、一部の例外を除き、飛行前後点検、定期検査、航空機機体定期修理に大別される。これらの整備については、一部を除き、定期検査は部隊で、定期修理は修理会社を外注して実施している。</p> <p>・また、民間機ベースの航空機の維持部品については、航空機製造企業等と部品在庫を共有し、在庫管理費の最小化等を図る方式を一部の機体については既に導入しており、他の機体への本方式の適用を検討中。</p>	[機体の重整備] e [日常整備業務] c [部品供給] e	-	<p>・機体の重整備:既に民間企業が実施している。</p> <p>・日常整備業務:可動率の確保及び故障発生時(計画外整備)の対応のため、所要の整備能力を、各部隊の母基地に確保する必要がある。</p> <p>・部品供給:既に民間企業と部品在庫を供給し合う方式を導入しつつある。</p>		提案の趣旨をふまえ、民間機ベース機体の日常整備業務についても一部でも民間開放する余地が無いが再検討されたい。	c	-	<p>一般に自衛隊の航空機については、故障発生時の任務運航等への影響を最小限とするため、各部隊の母基地や移動先の基地等に所要の整備能力を確保する必要があることから、すべての定期的な点検・整備を民間に委託することは不可能であるが、任務運航等への影響を考慮した上で、民間企業に委託が可能な航空機の修理、検査及び部品の交換等の日常整備業務については、既に民間企業が実施していることをご理解頂きたい。</p>
zB060013	防衛庁	機体リース業務	該当法令無し	<p>・自衛隊が新たに航空機を取得するにあたって、リースにより取得することを制限する制度はない。</p>	e	-	規制していない。		99			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060012	防衛庁	防衛庁が所有する民間機ベース機体の整備及び部品供給事業	5118	5118B002	1	1	民間企業	2	防衛庁が所有する民間機ベース機体の整備及び部品供給事業	防衛庁が所有する民間機ベース機体の整備及び部品供給事業	<p>現在防衛庁が所有する民間機ベースの機体(ガルフストリーム社、ボーイング社等)の整備・及び部材供給事業を民間にいたくすることにより、下記メリットが得られると考えられる。</p> <p>1. 効率性 他の国内/国外の同機種の機体と合わせて整備及び部品の供給を行うことによりスケールメリットを活かしたコスト削減が得られる。</p> <p>2. 在庫管理 在庫管理機能を民間に委託することにより、直接・間接の両社でコスト削減が得られる。</p>	<p>1. 民間機ベース機体の重整備及び日常整備業務</p> <p>2. 部品在庫及び供給業務</p>	
zB060013	防衛庁	機体リース業務	5118	5118B003	1	1	民間企業	3	機体リース業務	防衛庁が今後購入する機体リース業務及び既存所有機体のリース業務	<p>現在、及び今後防衛庁が所有する機体について、民間企業にリース業務を委託することにより、下記メリットが得られると考えられる。</p> <p>1. 費用が平準化されることにより、予算計画がより把握しやすくなる。</p> <p>2. 単年度での突出した支出が減り、他の案件へ予算を有効に活用できる。</p>	<p>1. 新規機体のリース業務</p> <p>2. 既存機体の購入及びリースバック業務</p>	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	
zB060014	防衛庁	自衛隊が運営する隊員食堂の外部委託	給食の実施に関する訓令	自衛隊の部隊等による給食業務は、部隊運営の必要から、給食計画をはじめ、栄養管理、調理、食堂その他器材等の管理、及び会計事務等を隊員により行っている	c	-	自衛隊の各駐屯地等の単位で給食実施機関を定め、陸上勤務、海上勤務、演習・訓練、災害派遣等、自衛隊が行うそれぞれの任務に対応するため、そもそも自己完結的に自ら食事を整えることが必要とされていることから、原則困難、しかしながら、必ずしも調理の過程の全てを隊員自ら行わなくても良い場合(調理補助)については、アウトソーシングにより、段階的に民間委託を実施する方向で検討中。		要望者からの再検討要請は以下の通り。 市場化テストを導入した英米先進諸国の軍隊では、隊員給食のみならず広範な外部委託が行われている。自衛隊の事務・事業の外部委託状況について、コストを含む詳細情報を速やかに公開して欲しい。防衛庁は「自己完結的に自ら食事を整える必要があり、民間開放は原則困難」と主張しているが、英米に比べて自衛隊の取り組みは著しく遅れているのではないかと、英米先進諸国の軍隊と自衛隊の民間開放推進状況の比較を公開すべきである。外国事例を参考にしながら、隊員給食のみならず自衛隊の事務・事業の広範な民		c(部分的には検討)	-	自衛隊の事務・事業の外部委託化への取り組みの1つとして、現在、技能・労務職員を充てられている職務について、引き続き職員をもって充てる必要がある職務と外部委託が可能な職務に再整理し、外部委託が可能な職務について、毎年の定年退職者を対象に合理化を追求しつつ、合理化が困難なポストについては費用対効果、委託手法等の検討を行い外部委託を行うべく概算要求を実施するところ。 自衛隊の活動は、主として自衛官により行われ、有事には防衛出動等、平時には演習・訓練、災害派遣など、部隊や艦艇を行動単位として行う必要があり、給食業務についてもこの活動の一部をなすものである。このため、平素から部隊行動に必要なとなる調理要員を確保し、任務として調理業務を行わせ基本機能を確保しているところである。他方、駐屯地等給食業務の中でも、これまで技能職員(技官)により行っている部分(調理の一部)については、今後、上記の方針により、あるべき態勢を再整理したうえで、民間委託を行うべく段階的に概算要求を行う予定である。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060014	防衛庁	自衛隊が運営する隊員食堂の外部委託	5123	5123B001	1	1	日本ニュービジネス協議会連合会	1	自衛隊が運営する隊員食堂の外部委託	全国各地の自衛隊基地内の隊員食堂で行われている給食業務の民間事業者への包括委託	現在約23万9千人の自衛官が、全国各地の基地内施設で朝、昼、晩の給食を受けているが、その訓練任務の特殊性から隊員食堂の運営は、業務隊と呼ばれる自衛官によって行われている。一食当たりの給食予算は決まっているものの、食堂施設建設費はもちろんだが、人件費、光熱費など所要経費はすべて国費で賄われている(国有地のため地代は無料)。情報開示がないためコスト比較は困難だが、民間に比べ隊員食堂の稼働率は極めて高い水準になっていると見られる。国防組織は自己完結が建前とはいえ、すべての隊員食堂を自衛隊自らが運営する必要はなく、外部委託が適当なケースが少なくない。民間ノウハウを導入することで効率化とサービス向上が図られるだけでなく、人員・経費の削減効果によって、貴重な国防予算をより喫緊の防衛課題に振り向けることが可能となる。	本部から全国各地の基地に到るまでの給食業務の民間事業者への外部委託	基地内で民間人が給食業務に従事する場合、防衛機密保持のため厳しい資格要件と様様な規制が課されることが予想される。